

## 個人番号カード発行にかかる宇治市手数料条例の改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正法が公布され、個人番号カードの発行については、地方公共団体情報システム機構（以下、「J-LIS」という。）が主体となり、手数料を徴収することが規定されたことから、宇治市手数料条例について所要の改正を行うものです。

### 1 改正の概要

個人番号カードの新規および更新時の発行手数料は無料ですが、紛失等による再発行時には、宇治市手数料条例に基づき本人負担を求めています。

今般の法改正により、J-LISが発行手数料の徴収権限を有することとなり、宇治市手数料条例から再交付手数料に関する徴収規定を削除する必要があります。

なお、法施行日（令和3年9月1日）以降は市町村が再発行時の手数料を代行徴収する予定です。

### 2 施行日

令和3年9月1日